

第 160号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 3月23日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）が保有する、名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）で実施した平成22年度診療所立入検査事項結果の一覧表の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成23年 4月 6日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書は存在しないが、同年 5月頃に取得予定であることを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 5月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。
平成23年 4月 6日付けで本件処分が通知されたが、同年 5月に取得予定であることは非公開理由にはあたらない。南保健所が検査した日時が本件公開請求の日より前であれば、文書は当然存在している。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 診療所立入検査結果について

名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成11年 4月 1日健康福祉局健康部保健医療課長決裁。以下「本件実施要領」という。）において、保健所は、定例的に実施している立入検査の終了後、診療所における立入検査の結果報告として、診療所立入検査結果一覧表、診療所立入検査不適合事項通知書、診療所立入検査不適合事項改善計画書及び診療所立入検査実施状況を保健医療課に報告することとしている。

なお、これらのうち、異議申立人が異議申立ての理由にあげている南保健所が立入検査を行った日については、診療所立入検査結果一覧表に記載することとなっている。

2 南保健所で実施した診療所立入検査事項結果について

異議申立人が本件公開請求で求めている、南保健所で実施した診療所立入検査事項結果については、本件公開請求がなされた平成23年 3月23日時点において南保健所から保健医療課に報告がなかったため、取得しておらず、存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件実施要領に基づく診療所への定例立入検査について

(1) 医療法第25条に基づく診療所立入検査は、診療所の所在する区の保健所（以下「管轄保健所」という。）の所長の責任のもと、名古屋市千種区千種保健所、名古屋市中村区中村保健所、名古屋市中区中保健所及び南保健所の各保健所（以下これらを「集約保健所」という。）の医療監視員及び管轄保健所の所長の指定するその他の医療監視員により実施する。

(2) 集約保健所は、療養病床を有する診療所については毎年、その他病床を有する診療所については 3年に一度、定例立入検査を実施する。

(3) 本件実施要領では、集約保健所は、定例立入検査終了後、診療所立入検査結果一覧表（様式11）、診療所立入検査不適合事項通知書（様式12又は12の 2）、診療所立入検査不適合事項改善計画書（様式13）及び診療所立入検査実施状況（様式14）（以下これらを「診療所立入検査結果

一覧表等」という。)を、保健医療課の指示する日までに保健医療課に提出することとなっている。

- (4) 診療所立入検査結果一覧表等の提出に関しては、保健医療課は各集約保健所に対して、定例立入検査の実施毎ではなく、一年度分まとめて提出させる運用を行っている。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、平成22年度に南保健所で実施した診療所立入検査事項結果の一覧表である。

- (2) 本件実施要領に定める診療所立入検査結果一覧表(様式11)は、定例立入検査の対象となった診療所の施設名、定例立入検査の実施年月日及び集約保健所が当該診療所に指摘した事項が記載されるものであることから、南保健所が保健医療課に提出した平成22年度診療所立入検査結果一覧表(以下「本件対象文書」という。)が異議申立人が請求している行政文書に該当するものであると認められる。

- (3) 当審査会の調査によると、本件対象文書の取得に関し、次の事実が認められる。

ア 南保健所が本件対象文書をいつ保健医療課に提出したかがわかる文書は、保健医療課及び南保健所のいずれにも存在しない。

イ しかしながら、保健医療課は南保健所に対して、平成23年 4月19日付けの電子メールにより、平成20年度以降の診療所立入検査結果一覧表の提出を求めていることから、同日において、保健医療課は本件対象文書を取得していないものと認められる。

ウ また、異議申立人は、同年 5月18日付けで南保健所が作成した本件対象文書の公開請求を行っているが、南保健所は同年 6月 1日付けで当該文書が存在しないことを理由として非公開決定を行っていることから、同年 5月18日の時点においても、南保健所は本件対象文書を作成していないと認められる。

エ 上記 2(3) で述べたとおり、本件対象文書は、集約保健所である南保健所から保健医療課に対して提出する運用を行っていることから

も、保健医療課が本件対象文書を南保健所から取得したのは、同日より後のことであると推定され、本件公開請求がなされた同年 3月23日の時点では、当該文書は存在していなかったと認められる。

(4) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成24年10月 9日	実施機関の弁明意見書を受理
10月11日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成25年 7月19日 (第152回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月23日 (第153回審査会)	調査審議
9月20日 (第154回審査会)	調査審議
10月18日 (第155回審査会)	調査審議
11月 1日	答申